

第7回理事会議事録

平成25年6月5日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第7回理事会議事録

1. 招集年月日 平成25年3月25日（月）
2. 開催場所 「日本環境衛生センター東京談話室」
東京都港区虎ノ門1-5-8オフィス虎ノ門1ビル9階
3. 開催日時 平成25年6月5日（水）午後3時00分
4. 理事現在数 4名
5. 出席者
(出席理事：3名) 多田 宏、小林 悅夫、鶴 精三
※欠席理事：1名 鎌田ケイ子
(出席監事：2名) 金田 充男、高橋 忠夫
6. 議案等
(1) 第1号議案
「平成24年度事業報告及び決算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)」の件
(2) 第2号議案
「第5回評議員会開催に伴う評議員の招集」の件
(3) 報告事項等
①「職務執行状況報告」の件
②「第8回臨時理事会の「決議の省略」による実施」の件

7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人
事務局から理事現在数4名中、出席者は3名であり、定足数である理事現在数の過半数に達した旨報告。
はじめに、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、定款第37条に基づき理事長が議長となり、定款第45条に基づき理事長、金田監事、高橋監事が議事録署名人となることが確認され、議案の審議に入った。

8. 議事の経過及び結果

(1) 第1号議案「平成24年度事業報告及び決算書(平成24年4月1日～平成25年3月31日)」の件

議案書及び資料に従い事務局から以下のとおり説明した。

- ① 本事業報告及び決算書（以下「報告書」という。）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人としての第2事業年度の報告書であること。
- ② 事業期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日迄であること。
- ③ 平成24年度の概況（残留邦人の概況、援護基金の事業実施面の概況、寄附金募集状況、資産運用状況等の財政面の概況）及び事業安定化準備資産の取崩状況
- ④ 「公1」の3事業、「公2」の13事業についての平成24年度の実施状況
- ⑤ 平成24年度決算書（財務諸表等）のポイント

続いて金田監事から平成24年度（4月1日から翌年3月31日）の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

- ① 「朝日新聞に、中国帰国者（一世）の呼び寄せ家族が、生活保護の受給を理由に、在留資格の期間更新を入国管理局に許可されなかった」との記事が掲載されたことに関連して
 - a. 後日、入国管理局が方針転換をして更新が認められたが、生活保護の問題は、日本人でも受給しながらパチンコをするのはけしからんということで、住民からの通報制度を設けようとの動きもある。生保の問題は、法律できちんと定められていても運用の幅が広く自治体の担当者レベルでも対応が異なるといったことがある。帰国者の数は減少しても困難な事例が出てくると思うので、入国管理局の在留資格更新不許可ケースをなくすには援護基金としてどのようにすればいいのか。
 - b. 呼び寄せ家族世帯を優遇しようとの考えはないが、親を支えるために子供家族が近くに生活することが一番良いことだと思う。それを

世の中が支える仕組は必要であり、援護基金や自治体が支えていかないといけない。生活保護を受給しながらパチンコしているといった話とは別の問題である。

c. 帰国者に生活保護が多いが、町で言われるような生保受給者で悪いことをしている帰国者情報があるかについて先日お尋ねしたが、ないと聞き安心した。福祉事務所の職員はもっと孤児問題について勉強してほしい。

それらに対し、次のように事務局が回答。

過去にも三鷹市の方で生活保護を受けているから在留許可を出さないとの事例等が何回もあった。呼び寄せ家族の生活保護に関しては、孤児の高齢化とともに二世世代の年齢も高くなり、二世が日本に来ても短期間で日本語を習得して自立することが考えにくくなつた。残留邦人帰国者の家族を日本に呼ぶ場合、生活保護もやむをえないとの考え方もあるれば、生活保護をある程度制限して、日本に来てすぐに生活保護を受けるというのは何とかしなければいけないとの考え方もある。呼び寄せ家族の在留資格の問題については、生活保護の問題を扱う福祉事務所と同様に入国管理局でも孤児問題を知らない人が増加していることから、今後もこうした問題は起こりうる。明解なルールの基で処理することが難しい部分もあり、ケースバイケースで対処せざるをえないのが実態である。関係方面とも相談したい。援護基金としては、就学援助、教材支援等で国の援助対象者以外である呼び寄せ家族も支援している。

② 老後支援事業に関連して

老後支援事業を充実させようとの取組が期待されるが、中国帰国者は事務局からの説明にあった帰国者の特徴に適したプラスアルファの支援事業は必要だと思う。一般的な介護保険を中心に利用した老後支援事業は問題が多いようだが、この辺は大いに力を入れていただきたい。考え方によっては介護保険事業も検討事項であるようなので、前向きに進めていただきたい。

③ 役職員の給与ベースダウンに関連して

平成24年度に財政状況を考慮して職員の賃金カットを実施したが、国家公務員並みではない援護基金の低い給与水準での賃金カットだと聞き、職員にはたいへんだったと思う。経済状況の風向きが変わり、顧問にも資産運用のご奮闘をいただいているようなので、私（高橋）の

考えであるが、職員の一時金が増えればよいのではとの話題が、監事監査時に上ったことをこの場でご紹介したい。

この意見に対し事務局が次のように回答。

温かくありがたいお話ではあるが、援護基金の財政均衡がもう少し形になった時に検討したい。

(2) 第2号議案「第5回評議員会の開催に伴う評議員の招集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第22条の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集することになるが、次の議案を諮るため平成25年6月21日付、評議員を招集したい。

1. 「理事の選任」の件
2. 「平成24年度決算書(平成24年4月1日～平成25年3月31日)」の件

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」の報告が行われた。

(3) 報告事項等

① 職務執行状況報告（第6回理事会（平成25年2月26日）以降）

多田理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎週一回、本部事務所にて常務理事（事務局長）、顧問等から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な決裁事項としては、次のとおり。

1. 第6回理事会で承認された平成25年度の事業計画及び予算を当局に届出ることに伴う諸々の決裁。
2. 第6回理事会で投資信託の保有上限比率を高めることの承認がなされたが、これにともなう、投資信託債券を新たに購入することについての決裁。
3. 年度末を以て退職となる職員と新年度から採用された職員、職員の異動等の人事についての決裁と辞令交付。
4. 平成25年度の国からの委託事業に関する諸契約の決裁。

5. 平成 24 年度の事業報告書及び決算書等の作成に関する決裁。

小林常務理事から次の項目につき報告があった。

1. 東日本大震災義援金の処理について

東日本大震災義援金（72万6千円）については、震災で亡くなった4名の方（邦人1名、二世3名）の世帯に絞って、弔慰金という形でお渡しするということになったが、その4世帯の遺族のうち、2遺族については平成24年度中に（各15万円）支払済である。残る2家族については、連絡を取っているところであり、手続きが整い次第お渡しする予定である。

2. 22都道府県から援護基金への要望について

「二十二都道府県中国帰国者対策協議会」とは、比較的帰国者の多い22都道府県による協議会で、毎年、翌々年度の国の予算編成に対して帰国者対策に関する提案書を支援室（対策室）に提出している。その協議会が昨年11月に総会を開催し協議した結果、援護基金に対して、①「養父母お見舞い訪中援助事業」と②「団体助成事業」について、拡充を要望することになり、幹事県の山形の担当者が今年3月11日に要望書を持ってこられた。

援護基金としては、今後も同協議会と意見、情報の交換を行いたいとの意を伝えるとともに、今回のこれらの要望の内容と要望先については、妥当と認められない点、不合理な点があるとの考えを伝えた。

② その他連絡事項

小林常務理事から、平成25年6月21日開催の第5回評議員会終了後、第8回臨時理事会（書面）を「決議の省略」により実施する旨、連絡があった。

以上をもって第7回理事会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時36分）

上記の議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において
次に記名押印する。

平成25年6月28日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

監 事

監 事

多田 充男

金田 充男

高橋 忠夫